



安心の広場

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号

〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号

TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号

〒818-0072 丸明ビル106号

TEL&FAX092-921-2130



住みなれた街ですと暮らすために

目次

理事長 巻頭言	2頁	プロジェクト関連	9頁
広場に寄せて	3頁	相談・学びコーナー	10頁
第17回通常総会の開催	3頁	会員・支援者の広場	10頁
トピックス	7頁	告知板(寄付者紹介等)	12頁
安心サポートネットの文化	8頁		

高齢者・障害者 安心サポートネット

特定非営利活動法人 福岡県認証16 生文第20号-5

コロナ禍の緊急課題

市民後見人育成研修の実施と業務のデジタル化！

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰



一 新型コロナウイルス

に感染力の強いイギリス変異株、更に強力なインド変異株が加わって、その猛威は全国を襲っている。

このような悪条件下で、当法人は、各事業とも中止や変更を余儀なくされながらも、地域住民の皆様の信頼を損なうこともなく、各事業を遂行してきたことは、これ一重に、当法人の全役員及び会員各位が、一致して努力した成果であり、また地域住民の皆様のご支援の賜物であるから、本誌を借りて、心からお礼を申し上げます。

二 ところで、このコロナ禍でも、なにがなんでも実施したい緊急課題は、第一が市民後見人育成研修の実施であり、第二が業務のデジタル化である。

第一の緊急課題は、福岡市における「第五回市民後見人育成研修」と「久留米市」及び「福岡市東部地区」を対象とする育成研修である。

まず、第五回育成研修は、当法人の事業拡充や会員高齢化に伴う人材の確保と補充を目的とする。従来から会員の大規模増強は、市民後見人育成研修修了者の入会によって確保してきた。直前の会員増強が平成二八年の第四回育成研修で、間が空いたので、令和二年度には、第五回育成研修の実施が不可避だった。

ところが、三、四月にはコロナ第一波、夏には第二波、年末年始には第三波が襲来し、この第三波には緊急事態宣言が出されたので、残

念ながら延期の止む無きに至った。そこで、新たに令和三年六月からの開催実施を決定、カリキュラムの作成から各自自治体への後援依頼まで用意万端整えた矢先、第四波が襲来、五月一二日から福岡県にも三回目の緊急事態宣言が発出されて、再度延期を強いられた。

そこで、これ以上の延期はできないと、本年九月実施を決定した。緊急事態宣言は六月二〇日まで延長されたが、先進諸国に比べ、著しく遅れを取ったワクチン接種が軌道に乗ったので、今度は大丈夫だと、強い期待を寄せている。

三 久留米市における市民後見人育成研修も、その実施が第五回育成研修の遅れの影響を受けて遅れることとなった。

本研修の役割は、研修後の受講修了者を中心に「市民後見NPO」を立ち上げ、その後見NPOが、市民後見人を指導・育成する仕組みを作ることにある。しっかり準備を行い、本研修を成功裡に終了させた後、久

留米市民が喜ぶ後見NPOの設立につなげて、多数の市民後見人を誕生させた。

その次が宗像を中心とする福岡東部地区の育成研修である。是非とも、久留米市と同様な取り組みを行って、地元住民に歓迎されるような市民後見NPOをつくり、その活発な活動を支援したい。

四 第二の緊急課題は、業務のデジタル化である。当法人の基本理念である「地域後見」は、いつでも、どこでも、容易に成年後見制度を利用することにより、安心した生活が送れる社会を構築することであるが、前述のように、当法人の力だけでは、二年間で三回の育

成研修がやっとであるから、自力実現には無理がある。したがって、地域後見を目指すためには、当法人以外の「後見NPO」の力を活用するのが最善の選択であろう。

この観点から、現在「安心サポートネット基金」を利用し、創立時の脆弱な後見NPOの財政を支援することとした。しかし、支援数に限度があり、市民後見人を育成するまでには、長い年月がかかりそうだ。

現在、我が国は、DX(デジタルトランスフォーメーション)の潮流にあり、コロナ禍がこれを加速している。この流れの中で、市民後見NPOと市民後見人を多数創出するには、どんな施策が有効か？

五 当法人は、これまで従前の任意後見移行型を身上保護重視の見地から改良して、新任意後見移行型を創出した。そして、この新移行型と、死後事務受任や遺言支援等を合わせて、一つの事業モデルを作り上げてきた。この事業モデルは、幸い地域住民の信頼を得て、安



広場に寄せて

基金の積極的活用を

高齢者・障害者安心

サポーターネット

基金運営審議会議長



熊本県立大学
名誉教授
石橋 敏郎

定した財政基盤を築き上げるのに成功したように思う。今度はこの事業モデルのデジタル化が可能などころはデジタル化して、一つのパッケージとして他の後見NPOに提供するのである。提供を受けた後見NPOは、研鑽に励み、適正に運用すれば、当法人と同様のメリットを享受できると思う。ただし、問題は、当法人の業務をデジタル化して、他の後見NPOに価値のあるパッケージが提供できるかである。

そこに不安もあるが、当法人内にデジタル化研究のプロジェクトも発足したし、強い使命感と熱き情熱を持ってやれば、やれないことはないと思う。

もし、業務のデジタル化と他の後見NPOへの事業モデルの提供に成功したとすれば、地域のあちこちに市民後見NPOが活発に活動し、市民後見人が多数誕生することも現実味を帯びてくる。是非ともこのように「地域後見の実現」が身近になって欲しいものと願っている。

手でもある市民後見人の関与への期待は増してくるものと予想される。

高齢化の進展とともに、高齢者・障害者の生活全般を支える市民後見人へのニーズは年々増大する一方、その利用はいまだ伸び悩みの状態にある。その理由としては、成年後見制度の利用には費用がかかることや市民後見人に対する住民の理解が進んでいないことなどがあげられる。また、市民後見人の養成やその後の継続的運営のための組織化はいまだに十分進んでいないといえない。こうした状況を改善するために、今回、高齢者・障害者安心サポーターネット基金が創設されたことの意義は大きい。これは、低所得の人でも利用できるようにすることや、市民後見人の活動の核となるNPO法人の立ち上げ及びその後の運営を支援するための基金である。たとえば、ある地域でNPO法人を立ち上げる場合、最初の準備費用の負担、その後の養成研修にかかる費用の補助、研究会・視察・交流等信頼関

係の向上のための費用、市民後見人の報酬が低い時の報酬補填など、市民後見推進活動全般にわたって幅広く利用できるようなっている。

もちろん、資金の援助だけでなく、法人立ち上げの際の手続きその他、運営全般にわたる相談・支援についてはいうまでもない。市民後見活動に興味をお持ちの方々には積極的にこの基金を利用していただきたい。この基金を活用して各地に市民後見NPOが立ち上がり、必要な方が安心して市民後見を利用できるようになれば、まさしく「地域後見」が実現することになる。そのうえで、相互のネットワークが地域から全国的に展開され、市民後見活動がますます活発になつていくとすれば、この基金の運営審議会に携わる一員としてこれに過ぎたる喜びはない。

基金の積極的活用



第十七回

通常総会の開催

令和三年五月二十九日午後一時三十分から、当法人本部（福岡市中央区舞鶴三丁目六番二十三号）で、正会員一〇二名名出席（委任状・表決書提出者）のもと、第十七回通常総会が開催された。なお、本総会は、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が発令されたことを受け、当初予定の開催場所（あいあいセンター）が閉鎖されたため、急きよ、当法人本部に場所を移して、理事、監事のみ出席のみに止め、いわゆる「三密」を避ける対策を十分とった上での開催となったものである。

一 理事長挨拶

(一) デジタル化の推進

コロナ禍の中で、世の中はデジタル化による合理化の方向へと進んでおり、当法人においてもデジタル化への変革を行う必要がある。

新型コロナウイルスについても、インド株など新たな変異株が出てきて、感染が一層深刻になることも懸念され、当法人

としても、テレワークができれば、よう労働管理を含めた取り組みをしたいと考えている。

当法人の特徴は、地域住民の皆様と面談し、寄り添うことで信頼関係を築いてきており、当法人の財政基盤も依頼者との信頼関係に基づいている。この信頼関係を保持しながら、デジタル化を進めることが当法人の課題である。

デジタル化推進に向けたプロジェクトの発足にも取り組んで長期的視野に立つて推進していくこととしたい。

(二) 任意後見移行型の深化
この契約では、委任者が亡くなるまでの人生の希望を条文に盛り込むことが重要である。そのためには、本人の意思に従って、本人を支えるための意思決定支援の技術が必要であり、この意思決定支援をシステム化する必要がある。これを完成させ、本人の遺言と一体化することで、後見を事業目的とするNPO法人の経営基盤は安定すると確信している。

なお、市民後見人を増やそうとするには、他のNPO



を支援する必要もある。専門職後見人によるような財産管理中心的な後見で余生を送ることを住民は望んでいないと思う。身上保護重視の後見を実践することで、亡くなるまで見守ることができるよう、他のNPOも支援することとしたい。

二 審議事項

本総会では、①「令和二年度事業報告及び決算諸表」、②「令和三年度事業計画及

び活動予算案」、③「プロジェクトチームの課題と編成」、④「入会金、会費及び賛助会費に関する規則の一部改正」、及び⑤「役員改選の件」の計五議案が樋口議長の見解を尊重し、全議案とも原案通り可決された。

令和三年度事業の

「重点目標」

*令和二年度を継承

「成年後見制度の活性化」を実現するためには、当法人のキーコンセプトである四つの活動指針、及び二大基本理念である「地域後見」と「身上保護重視の後見」、並びに三つの「安心サポートネットの文化」が必要不可欠であることを宣明し、本年度の重点目標を次のとおり決定した。

第一 任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大

第二 人材の育成とその活動支援

第三 地域後見 各地域における相談体制の確立

特定非営利活動法人高齢者・障害者安心サポートネット
表1 令和2年度貸借対照表 令和3年4月30日現在

科目	金額(単位:円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	2,686,165	
預貯金	16,951,972	
その他の流動資産	15,000	
流動資産合計		19,653,137
2 固定資産		
特定資産		
損害賠償準備資産	30,402,913	
安心サポートネット基金資産	93,473,277	
その他の固定資産	417,960	
敷金	120,000	
固定資産合計		124,414,150
資産合計		144,067,287
II 負債の部		
1 流動負債		
前受金	5,375,000	
預り金	2,042	
仮受金	0	
流動負債合計		5,377,042
2 固定負債		
固定負債合計		
負債合計		5,377,042
III 正味財産の部		
遺贈	40,639,307	
特定資産	83,236,883	
指定正味財産合計	123,876,190	
一般正味財産合計	14,814,055	
正味財産合計		138,690,245
<内当期正味財産増加額>		(41,755,211)
負債及び正味財産合計		144,067,287

本年度の

「プロジェクトチーム」

令和三年度は、新規二チームを含め、次のとおり編成された。なお、各研究会のサブリーダーは、各研究会で決定される予定である。

●「障害者後見研究会」

次の課題について、研究と実践を積み重ねて、障害者対策の前進を図るものとする。

(一) 平成二十八年発刊の「障がい者後見等事例集」の補強と、障がい者相談支援センター等との連携を図り、障がい者支援施設に対する啓

発の強化。

(二) 「親なきあと」のために親が準備できること」と題する講演用の資料を利用し、後見制度利用の活性化を図る。

(三) 低所得又は複雑・困難な障害者後見を支援する「障害者支援基金制度」(仮称)の創設と、その基金の有効利用のための提言。

チームリーダー 高原勝利

●「任意後見研究会」

移行型の全体を「身上保護重視の後見」と「指導監督機能の充実」という観点から整理し、委任者の理解を得や

すくできるよう、「図形による説明方式」と「契約締結資料」の仕組みの活用を図り、移行型の処理マニュアルとして、「任意後見移行型の受任事務及び受任者等の報告システム指針」(通達)が发出された。今後の課題は、受任体制の実践訓練と人材育成であるが、今年は「契約締結資料」に基づく説明と併せ、委任者に対する意思決定支援が十分に行われた「移行型の条文作り」について、現場での実践も踏まえながら、その作業を行うこととした。

顧問 森山 彰
チームリーダー 樋口健児

●「初心者後見人支援の会」(新設チーム)

親族後見人が、適正、円滑な事務処理を行うために必要な基礎的知識や技能の習得を支援するため、親族後見人支援の会を運営してきたが、このことは、初めて後見人の職務担当者に就任する会員も同様である。そこで、新たに「初心者後見人支援の会」を編成し、同会には親族後見人のみならず、初心者も参加できる道を開いた。

●「業務のデジタル化推進研究会」(新設チーム)

新しいデジタル化の潮流と、新型コロナウイルス禍に対処するため、当法人の緊急課題として業務のデジタル



化が必要となっている。そこで、次の基本方針に基づきそのデジタル化を推進したい。
一 最初からDX(デジタルトランスフォーメーション)をイメージするのではなく、身近な業務から逐次アナログデータをデジタルデータ

に変え、そのデータを管理することからスタートする。

二 デジタル化に当たっては、最初から課題を明確にして行うこと。優先課題としては、①最小限勤務としてのテレワークを可能にすること、

②総務・経理事務の合理化を目的としたデジタル化、③各研修教材及び研修システムのデジタル化 ④後見、遺言等業務の処理マニュアル、参考文例、資料の検索システムの策定、⑤後見NPOの支援システムの確立、等がある。

●「ステップ会企画部」

今年度は、安心サポートネット熊本との交流を実現し、また、会員の健康と相互の親睦を図るべく、「ステップ会」を実現したい。

●「各地区における成年後見制度研究会」

各研究会において、それぞれの実情に即し、各種課題に挑戦中である。これらの活動を通して、地域住民の皆さんの不安を解決する相談体制を確立するとともに、NPO法人の設立を視野に入れて、

各地区の住民の皆さんの信頼獲得に寄与したい。

(一) 筑紫野市成年後見研
チームリーダー 中嶋幸子
課題 研究会について、マンネリ化を打破し、合理化すること。

(二) 宗像地区成年後見研
チームリーダー 中村憲司
課題 市民後見人育成研修の実施と、事件受任能力の向上

(三) 糸島地区成年後見研
チームリーダー 山下八生
課題 研究会の運営は、会員の受任能力の涵養を目的とする。

(四) 久留米地区成年後見研
チームリーダー 生地 篤
課題 市民後見人育成研修実施の準備、及び「拠点事務所」の開設

なお、サブリーダーは各チーム間で協議により決定される。

新役員決まる！

理事長 森山 彰
(重任・公証人OB)
理事 井芹 浩文
(新任・NPO安心サポーター
ト熊本理事長)

理事 石井 喬志
(重任・九州リオンOB)
理事 井上 清子
(重任・医事研OB)
理事 大家 廣明
(新任・社会福祉士)
理事 生地 篤

(重任・久留米地区研リーダー)
理事 田中 耕太郎
(重任・クリニック医院長)
理事 豊留 一

(重任・業務部長)
理事 中嶋 幸子
(重任・筑紫野市研事務局長)
理事 樋口 健児
(重任・総務部長、公証人OB)

理事 山下 八生
(重任・糸島地区研リーダー)
以上十二名
監事 秋山 広郷

(重任・NPO法人市民のための後見iサポーター副理事長)

監事 大里 通代
(新任・九州経済産業局OB)
監事 岡田 節男

(重任・民生委員・児童委員)
以上三名

一人一会員獲得運動推進中

令和の新時代、当法人が更に一層充実、発展の道をたどるためには、会員の増強は必須です。新会員獲得に向けて、皆様方の更なるご協力をお願いします(令和2年12月1日以降、本年5月31日までの新規入会者)(カッコ内は勧誘者)。

正会員

正会員獲得ありがとうございました。
 大家 廣 明様 (本部採用)
 平田 恵 子様 (鹿子生会員紹介)
 上田 久 子様 (山下(ハ)理事紹介)
 永本 孝 子様 (山下(ハ)理事紹介)
 河谷 はるみ様 (森山理事長紹介)



賛助会員

賛助会員獲得ありがとうございました。
 堀 生昇様 (樋口理事紹介)
 伊香賀静雄様 (樋口理事紹介)

二年度事業報告

一 事業概況

(一) 受任体制の整備・拡大

重点目標の重要な指標である事業収入状況については、新型コロナウイルスの影響を受けたものの、事業収入総額は前年度比一・七倍の増加となった。二十八、二十九年度のV字型落ち込みからの回復基調にあることが認められた。

① 移行型に関する処理指針の発出

当法人は従来の任意後見移行型について、前段の後見型委任契約と後段の任意後見契約とを身上保護重視の後見の観点からリニューアルし、新移行型の理解が容易な「図解説明図面」並びに本人の意思・選好を把握するための「契約締結資料」に基づき移行型の条文作りを行う仕組みを考案し、「任意後見移行型の受任事務及び受任者等の報告システム指針」(以下「移行型システム指針」という)として通達を発出し、課題の解決に大きな一歩を踏み出した。

② 受任条件の整備

「後見実務と指導監督システム指針」は、当法人における後見事務処理の根幹をなす処理マニュアルであり、後見マインドを身に付ける基本教材でもある。また、「移行型システム指針」は、前記システム指針の一部を構成するものであることから、両システム指針の修得が不可欠である。よって、後見実務研をはじめとする各種研修、更には職場での実務等の機会を利用して会員の理解を深め、この指針に基づき適正円滑な後見事務を行ってきた。

③ 基金の充実と活用

改正後の安心サポートネット基金は、今期低報酬の職務担当者に対する報酬補填、糸島市主催のフォーアアップ研修の講師謝金の補填に活用された。また、本基金を財源に、後見NPOの創立支援事業にも着手した。

(二) 「人材の育成」

後継者の育成を含め、当法人の喫緊の課題である。特に、次の施策を講じるに当たり、人材育成を意図して鋭意努力してきた。

① 後見人実務研究会

当法人の重要課題等に対応した研究課題を協議する当法人を代表する研究会で、原則毎月一回の割合で開催。今期は、後見事務に必要な重要な協議問題を選び、活発な協議が行われ、安心サポートネット・グループ全体の能力向上と、会員の「後見マインド」づくりに寄与した。

② 各プロジェクトチームの活動

ア 本部拠点チーム 「障害者後見研」、「任意後見研」、「初級実務研」及び「親族後見人支援の会」の四チームとも、課題実現に取り組み、それ相応の成果を上げたので、研鑽の場として十分寄与したと評価できる。

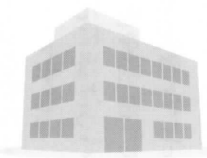
イ 地域拠点チーム 拠点の各チームの活動はコロナの影響を受けて、活発な活動はできなかったが、一応の

成果は得られた、
 ③ 安心サポートネットの文化の醸成と定着
 今後益々厳しさを加える地域住民のニーズや環境の変化に対応し、地域の信頼を保持するためには、会員からの行動規範として、「安心サポートネットの文化」がさかんに話題にのぼることが必要だが、その域には未だ達していない。

④ 組織の充実

ア 会員の増強 組織の強化のため会員の増強は必要である。一人一会員獲得運動を推進した結果、正会員七名、賛助会員八名が入会、今後とも継続する必要がある。

イ 組織の充実強化 当法人の業務処理組織職や職務担当者群を含め、その組織に課せられた役割を十分に果たすことが必要であり、その面では逐次職場研修等の効果が出ている。他方、総務、経理部門では、総務に一名増員、経理では「経理事務処理の手引」の策定等が図られたが、更に一層の改善が必要である。



(三) 「地域後見の推進」
ア 地域における行政との協働

自治体との協働については、筑紫野市から、①相談業務、②筑紫野市研の運営を受託、それ以外では協働事業は拡大していない。
イ フォローアップ研修を実施

糸島市主催の市民後見人育成研修のフォローアップ研修を受託実施、令和二年九月から同一二月まで延七回、受講者一八名を対象に実施した。

(四) NPOの創立支援事業

法人後見を目的とするNPO法人は財政基盤が弱い。その弱点を補うため、創立期の資金の一部を安心サポートネット基金から支援しようとする事業で、これまで二件の応募があったが、いずれも要件を満たしていないため却下した。

(五) 「安心サポートネットグループ」の運用

ア 「安心サポートネット熊本」への支援

安心サポート熊本の自立に向けた処理体制づくりに資するため、これまで同様、当法人の後見実務研や任意

後見研の参加等を通じ、事件受託業務の支援、ノウハウの提供等を行ってきた。

イ 「安心サポート生活」への支援

当法人が受託している死後事務や生活支援事務の一部を再委託により支援し、同法人の財政基盤の安定化に配慮した。

二 事件受託事業

当法人の中心事業である事件受託事業は、別表事件表(十二頁参照)のとおりであるが、特記事項は次のとおり。

(一) 一種事件(契約、申立支援等)受託

二年度における受託件数は二六七件で、対前年比一〇八%の伸びを示した。福岡本部と筑紫出張所の受託比率は、三八・二%と六一・八%の割合であった。

(二) 二種事件(後見人等)の受任

二年度の累積受任数は二三八名、そのうち、一五八名は本人死亡等により終了したが、年度末の受任数は八〇名である。

三 相談事業

今期は、実施計画の充実に図り、福岡本部では、福岡

市東区、西区及び早良区、それに糸島地区、宗像地区で実施。また、筑紫出では、筑紫野市、春日市、久留米地区の三か所で実施されたが、件数はコロナの影響を受け、筑紫野市以外は、総じて低調に推移した。二年度の相談件数は、三五一件で、筑紫出が七〇・四%、福岡本部が二九・六%の相談割合であった。受任の拡大や地域の拠点づくりの観点からも、相談業務の充実は緊急の課題である。

四 啓発、宣伝情報の充実

「情報誌等発行」事業の一環として、六月、十二月に広報誌「安心の広場」第三二号、第三三号各千七百部を発刊し、広報とコミュニケーションの充実に役立てた。

五 賛助会員・寄付金募集

賛助会員数は個人二十五名、団体四団体八口、寄付者数は二十六名、寄付金総額は四千四百八千円となっており、今期は遺贈があつて大幅に増加している。

トピックス

「第五回市民後見人育成研修」 受講生を募集!!!

本研修の広報宣伝活動には
会員の皆さんのご協力を!!

一 育成研修を開催する目的

成年後見制度の活性化を実現するためには、「判断能力の不十分な高齢者や障害者の方々が、何時でも、どこでも、容易に成年後見制度を利用して、安心した生活を送ることのできる地域社会をつくらう!」という「地域後見」の実現が必要であり、その主役は「市民後見人」です。

当法人は、この「市民後見人」を多数育成して、地域社会の熱い期待と信頼に応える使命があります。それと同時に、幅広く、有為な人材を育成し、適正迅速な事務処理体制を確立することが緊急課題となっています。

二 第五回育成研修の概要

上記の課題実現のために、次のとおり標記研修を実施します。

(一) 研修の期間及び場所等

ア 後援 福岡県、福岡市をはじめ周辺自治体、社会福祉協議会、新聞社等のメディアから幅広く後援を得ています。

イ 開催日 令和三年九月から令和四年一月まで
毎月二回、土曜日又は日曜日に開催、計一〇日間

ウ 場所 福岡市立心身障がい福祉センター(通称「あいあいセンター」)七階大研修室
福岡市中央区長浜一丁目二番八号TEL/(〇九二)七二一―一六一(代表)

(二) 研修科目及び講師陣

後見人の職務遂行に必要な法律実務から福祉・介護分野に至るまで、広範な科目が対象。講師陣は、実務面も明るい専門家で構成。

(三) 研修参加者の応募等

ア 募集人員 六〇名
イ 受講資格等

年齢四〇歳以上、ボランティア活動に意欲のある方であれば、国家資格や専門的知識の有無は問いません。



受講料一万円
(四) 申込み方法

所定の「申込書」用紙及び「履歴書」用紙に所要の記載をして、テーマ『私の市民後見人としての抱負』又は『期待される市民後見人とは』と題する「作文」(六〇〇字以上八〇〇字以内)を添えて、令和三年八月二三日(月)までに、後記の申込み先に申し込んでください。「申込書用紙等は申込先に電話等で連絡があれば、すぐ送付します。」

(五) 受講者決定

本研修受講者の決定は、原則として申込み先着順としますが、応募者が募集人員を上回る場合は、選考により受講者を決定し、遅くとも八月末日迄には、応募者全員に対してその結果を通知します。



申込み先、お問い合わせ先

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット福岡本部

〒810-0073
福岡市中央区舞鶴三丁目6番23号
Tel:092-737-2345 Fax:092-737-0500
E-メール 8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp

法人後見を目的とする市民後見NPOを増やそう!

理事長 森山 彰



平成一六年当法人は成年後見制度の活性化を目的として創立、「個人の尊厳の保

持と自立の支援という福祉の根本理念」を活動指針とし、独立採算制でスタートしたが、直後はNPO共通の資金難に苦しんだ。そこで、助成金公募団体を探して応募。その結果二年連続で一〇〇万円ずつ計二百万円の助成金を獲得、それを資金に二年連続で「市民後見人育成研修」を実施することができた。お陰様で、この研修の目玉として、二回とも、さわやか福祉財団堀田会長(当時理事長)に特別講演を依頼、講演は大盛況。堀田会長は、ユーモアを交えて、「ボランティアが旺盛な市民後見人が中心の市民後見NPOを沢山つくろう!」という話をされ、聴衆は深い感銘を受けた。この研修がきっかけで、当法人は地域の信頼を得て、後見人の受託数も増加、財政基盤も安定し、熊本市で後見NPOを、また、福岡市で生活支援事業のNPOを立上げるまでになった。

助成金応募要領

当法人のホームページ
(<http://anshin-net.jp/>)に掲載、
当法人総務部
TEL 092-737-2345 に対応。

安心サポートネット福岡

を支援する市民後見NPOの数が圧倒的に少ないことにある。設立したけど、資金面で安定せず、挫折しているからである。本来この支援は国や自治体の責務であるが、動きが鈍い。

そこで、当法人の「安心サポートネット基金」から、創立時の恩返しの意味を含め、一法人二〇〇万円を限度に、後見NPOの創業時費用を助成する事業を、ちっぽけだが開始した。

市民後見NPOを目指して苦勞している団体やNPOに対して本助成金公募について読者の皆さんからご案内願えればありがたい。

**安心サポート
ネットの文化**

「入会金、会費及び賛助会費に関する規則の一部改正について」

総務部

今般開催された第十七回通常総会において、入会金、会費及び賛助会費に関する規則のうち、定額会費に関する規則の一部改正され、「会員在籍年数満一〇年以上の正会員で、満八〇歳以上に達した者が、理事長に対し、書面で免除の申出をしたときは、会費を免除することができ。」「こととされました。

定額会費の減免規定としては、会員在籍年数一〇年以上の正会員で、七二歳以上の方、又は七五歳以上の方が対象となる「名誉会員制度」がありますが、今回の改正は、前記条件を満たした方が理事長に会費免除の申出をすれば、長年、当法人の活動にご尽力いただいた「功績

に心える「趣旨で、即、会費が免除されることになるものです。

プロジェクト 関連

障がいのある子供を持つ親のための「親なきあと」福岡相談室と「親なきあと」説明会の活動について

障害者後見研究会 高原勝利

一 障がいを持つ子供の「親なきあと」問題

障がいを持つ子供の親は、自分たちが面倒をみれなくなつたあと、障がいのある子供（以下「本人」という）の生活がどうなるのか、とても不安を持っていきます。この状況を「親なきあと」問題と言います。また親なきあとの障がい者の支援は、長期化するため「一〇五〇問題」とも言われます。しかし親は、今はまだ自分は元気だし、日々の事で精いっぱいだし、またその不安は漠然としていて、「心配はしてるけど、実際の準備は何もしてない」という方が

とても多いです。いまは健康でも、突然の事故や病気が、わが身に降りかからないという保証は残念ながらありません。一方でわが国には、成年後見制度や本人の財産を守るための支援信託や支援預金の制度など、将来のために準備ができる法律や制度もあります。さらに本人の日常生活を支援する福祉サービスも豊富です。本人を支援するための十分な準備がないまま、本人を社会に取り残してしまふことにならないように、親あるあいだに「親なきあと」の本人の生活を支える準備を考える必要があります。

二 「親なきあと」福岡相談室の開設について

当法人は、昨年十月「親なきあと」相談室の全国ネットワークに連携・登録し、福岡相談室を開設しました。障がいを持つ子供の親は、本人がいくつになつても、「本人のすべてを背負つて、親が解決すべきである。」と思つておられます。もう無理をして自分たちだけで悩まずに、どうぞ遠慮なく「親なきあと」福岡相談室に相談してください

い、と呼び掛けています。福岡相談室としては、相談すること「親なきあと」の本人の生活を支える準備のスタートにして欲しい、また親の不安や悩みを少しでも緩和出来ればという思いです。開設後、広報資料を福岡市各区（十四か所）の障がい者基幹相談支援センター、福岡市手をつなぐ育成会保護者会等へお届けして、広報活動を開始しています。また当法人例布してお知らせをしました。その結果、十数件のご相談や問い合わせがあり、そのうち三件は、後見等を受任し支援を開始しました。今後とも福岡相談室の広報活動は継続してまいります。

三 「障がいのある子供の「親なきあと」のために、親が準備できること」説明会について

「親なきあと」福岡相談室への相談とは別個に、「親なきあと」のために、親が準備できること、についての説明会を障がい者支援団体を対象に開催します。まずは、障がい者支援施設、各支援施設の利用者の親の会等にアプ

ローチしていきます。この「親なきあと」説明会は、親が元気なうちに、親が準備できることを具体的に説明するものです。この説明会に出席して、具体案や疑問の解決案を知りたいときは、「親なきあと」福岡相談室に相談いただく、更に本人の生活を支える準備が進むのではないのでしょうか。

四 「親なきあと」説明会の骨子について

障がいのある子供を持つ親の「親なきあと」の不安は、次の三つの課題に集約して回答しています。

- 課題一 お金で困らないための準備をどうするか。
- 課題二 生活の場は、どのように確保するか。
- 課題三 日常生活で困った時は、誰がサポートしてくれるのか。

この三つの課題の詳しい内容を知りたい方は、障害者後見研究会に資料請求をお願いします。

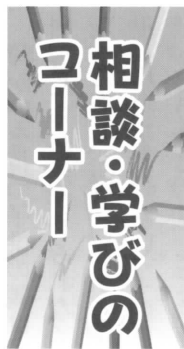


久留米地区における安心サポートネット 事務所の開設を目指して

久留米地区成年後見研究会リーダー 生地 篤

久留米地区では、以前から勉強会を開くなどの活動を行ってきましたが、令和元年度から積極的に同地区の地域拠点づくりを目指して二カ月に一回の割合で相談会を開く計画でした。この二年間は、コロナ禍の影響で、必ずしも予定通り開けなかったのは残念でしたが、令和三年度は、相談業務に力を入れるのは勿論、令和四年度には久留米地区において本格的な市民後見人育成研修が実施される計画となっております。そうしますと、受講者の募集や研修の進行管理等、育成研修関係の事務量も増えますし、相談会における受任事務の処理も増加することになりますので、これらの事務を円滑に処理するため、久留米地区に事務所を開設する方針であります。

久留米地区研究会のリーダーとしては、同地区の会員の協力のもとに市民後見育成研修が成功裡に終了し、今後開催の相談会が状況を呈するよう効果的な措置を積極的に講じていくとともに、適切な事務所が設置されるよう努めていきたいと考えています。



総務部 樋口 健児

新型コロナウイルス 予防接種における 職務担当者の対応に ついて！

質問 昨今の新型コロナウイルスウィルス禍のなか、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(以下「予防接種」という。)が話題になっていますが、成年被後見人等(保佐人、補助人、及び任意後見人を含む。)に対する予防接種

に当たり、職務担当者として留意すべき点があれば教えてください。

回答 成年被後見人等に対する予防接種に当たっては、令和三年三月二四日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡で、その取扱い要領が示されていますので、その要点の概要をお知らせします。

一 接種券の郵送について

成年被後見人等の職務担



当者は、職務上接種券が送付されたことを知る立場にありますが、送付の有無が不明なときは、各市区町村の新型コロナウイルスワクチン

接種対策室にご照会ください。

二 接種を受ける際の「本人の同意」の確認について

(一) 成年被後見人等が接種を受けるに当たっては、まず、職務担当者は成年被後見人等に必要な情報をしっかりと伝え、その上で、本人の意思を可能な限り確認することが必要とされています。

この接種は、特例法に基づく医的侵襲を伴う医療行為ですから、本人に判断能力のある場合に限り、本来なら、

医師が行うべき説明義務を成年後見人等に課し、その説明責任が適法に行われて、本人自らの適法な同意が得られたとき、初めて、インフォームド・コンセントが得られたものとして、医的侵襲の違法性が阻却されることとなります。

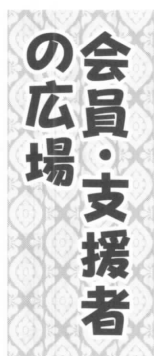
(二) 後段により、本人の接種の意思を確認することができた場合は、本人による自筆又は本人の同意を確認した職務担当者の代筆により予診票の接種の希望欄に署名することができるとされています。

また、本人の接種の意思を確認することが難しい場合は、予防接種法令上、接種の対象者が法定後見制度の成年被後見人であれば、職務担当者による同意の署名が可能とされていますが、その場合は家族や医療・ケアチーム等、本人の周りの方と相談しながら判断するのが相当でしょう。

(注) 当法人の場合、予防接種法令に依拠しなくても、本文に示された措置を行うこととなります。

ちなみに、後見型委任契約の委任者本人については、字が書けない等の特段の事情がない限り、本人が接種の意思決定を行い、署名するのが相当であると考えています。

以上



「お思いのふり」

正会員 日野 浄子

法律の事はもとより、後見人、後見の仕事と言葉も知らないで生きてきた私に「安心サポートネット」との御縁が出来たのは、七年ほど前だった。「筑紫野市後見研修会」の開催案内が目に入り、何気なく申し込みをした。ジッと話を聞き、「ふうーん、ほう、なるほど。」と時間はかかったが、妙に納得がいったのを覚えている。

研修会の回を重ねる度に、後見六法を呈示して下さったT女史を始め、親しい方が増え、参加が楽しくなった。そうこうしていると、理事長から「職務を担当してみないか」と電話があった。事の大事さを知っている今の私なら、とてもお引き受けはしなかつたと思うが、無謀にも「はい」と返事した。

しかし、お引き受けしたからには「やはり出来ない」と云うのも憚られ、ほんとは困った。勉強しながら職務を遂行する、とは聞こえはいいが、大変だった。出張所の主任F女史、本部のH氏、I女史にはマイナスからの教えを受け、快く指導して下さい、有り難く、感謝です。

現在、法定後見(保佐)と任意後見人の職務を担当させて頂いている。財産管理は勿論、身上保護重視の基本を大切に、本人、親族の方々とスムーズな関係、交流が持てるように努めている。

しかし時には、関係先と鋭く対立する事がある。ある時、施設側から、本人の認知進行の防止を口実に、グループホームへの転所を勧められた。本人が、現施設を終の住処として入所した。事情は、親族も、私も、理事長も知っていたから、理事長の指示で、先方の申し出を断った。ところが、施設側は納得せず、理事長との直談判となった。理事長は「本人の居所選定は最大限に尊重する必要がある」と一歩も譲らず、意見の対立は続いたが、やがて施設側が引き下がって、結着した。

それはともかく、親族の方に、本人の状態、状況等をお伝えした時「それは良かった」、「安心した」と嬉しそうにされるのが何より嬉しい。しかし、報告書の提出期が来る頃になると気が重くなる。パソコン操作など、自分の代

では不要と考えていたので、苦手である。しかし、「安心サポートネット」には感謝したい。家事しか出来なかった私に「後見の知識」と「技術(パソコン操作)」を授けて下さったのですから。

もう数年頑張ります。どうぞこれからも宜しくお願致します。

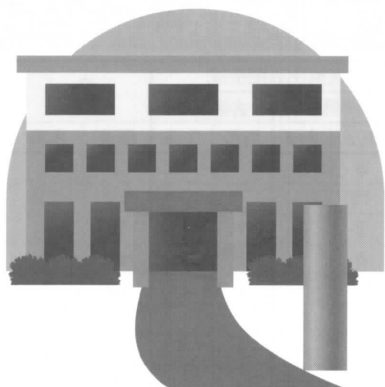


保佐人を経験して思うこと
正会員 定行啓子

二〇一七年五月二八日、職務担当辞令を頂き、保佐開始の職務が始まった。

担当する本人と会ったのは、病院だった。少々不安そうに、私の顔を窺っていたが、帰り際、「よろしくお願いたします。」と挨拶をしていた。二〇一八年九月五日、か

ねてから予定した退院の日を迎えた。次の住居は共同生活支援施設で障害福祉サービス事業所である。しかし、一九日に入居困難となった。本人が精神不穏となり、精神混乱を起こしたので、元の病院に逆戻りした。病院は大変迷惑そうで、「退院してもらうか、又は医



療保護入院を勧めたい。」と言われた。病気を治す病院のはずなのに、大変冷たい対応だった。

森山理事長にこの話をした後、後日施設で、主治医、ソーシャルワーカー、理事長、当職、そして本人と揃って会う。病院側は「大声を出したり、他の患者の迷惑になつたりするような態度が

多い。医療保護入院を勧めよ。」と医者は無然として横を向いて喋る。この医師を前に、理事長は本人にゆつくりと向き合わせた。「ここにいたいですか。一人になりたいですか」と話しかけられる。本人は「ここにいたい。一人は嫌だ」との返事。理事長は担当医に「医療保護入院は同意できない。何かあれば、再度出向きます。」と毅然と答えられたので、大変心強かった。

結局、本人は隔離病棟に入ることはなく、落ち着きを取り戻し、二〇二〇年春に転院した。わたしは、個人の尊厳の保持と自立の支援の礎を見た思いがした。この経験は私が保佐人としての根底の考え、行動になっている。大変勉強させていただいた。

保佐人の仕事の中に、本人に代わり各役所に出向いていろいろな公的書類を作成することがある。この事務手続が非常に面倒である。手続の度、保佐人確認のために福岡法務局に出向く(三か月に一度確認する案件も

ある)。ここでA四用紙が三枚にもわたる「紙」の確認書を受け取り、市役所、役場などに出向く。ここで再び「紙」の書類を作成する。その度に交通費や手数料、そして時間を取られる。コロナ禍でも依然と変わらない。ある役場に至っては、本人の住民票を取得するのに一〇日以上かかっていた。

それから、家庭裁判所に提出する報酬付与の書類についても、毎回二〇枚近くの「紙」をもって裁判所に出向く。手数料もとられる。本人に代わり、大事な手続をするのだから、保佐人確認は大切なことだ。しかし、様々なサービスがこれだけオンライン化が進んでいるのに、こうした役所手続は何十年も前と変わらない。

判断能力の不十分な方々が安心して成年後見人の制度を利用してもらうという地域後見の理念は、国の制度に縛られて閉塞している。もつとシンプルで分かりやすい制度がもつと整えば、後見人ももつと増えていくのではないだろうか。

告知板

寄付者紹介(敬称略)

令和二年二月以降
令和三年五月末

- △NPO安心サポート福岡受領分▽
- 福岡市博多区 馬場 義一 二千八百五十万円(三回計)
- 筑紫野市 岡田 節男 一万円
- 筑紫野市 森山 彰 四万五千円
- 福岡市早良区 伊藤 昌司 三千円
- 福岡市中央区 小城 恵美子 一万四千元
- 福岡市西区 右田 芳江 千二百十五万円(二回計)
- 福岡市早良区 匿名希望 二万円
- 筑紫野市 青木 賢蔵 三万円
- 糟屋郡宇美町 牟田口博美 (のぞみ学園施設長) 三万円
- 糟屋郡宇美町 河部比呂志 (のぞみ学園) 一万円
- 合計 金四千八十一万 二千元 十名

正会員、賛助会員募集のお知らせ!

賛助会員を募集!

成年後見人制度の
活性化に尽力する当法人
をご支援願います。

応募詳細は
ホームページに
記載しています。

正会員を募集!

高齢者の福祉を支える
やり甲斐のあるお仕事です。
心から歓迎します。

安心サポートネット・グループ事件処理表 令和2年度4月末日現在

	本部受託				筑紫出張所受託				合計			
	本部処理		会員配分		所処理		会員配分		既済	未済	計	
	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済				
第1種	遺産分割協議	0	0			3	3			3	3	6
	公正証書遺言	2	1			15	3(1)			17	4(1)	21(1)
	法定後見開始申立	4	1			3	6	1		8	7	15
	任意後見契約の締結	7	1			4	1	1		12	2	14
	財産管理等契約の締結	7	1			4	1	1		12	2	14
	任意後見監督人選任申立	1	0			0	0			1	0	1
	相続、表示等登記	0	0	1		1	0	3	1	5	1	6
	遺言執行者	4	36			1	65(6)			5	101(6)	106(6)
	死後処理	3	26			1	40			4	66	70
	その他(講演等)	0	0	7		1	2	4		12	2	14
合計	28	66	8		33	121(7)	10	1	79	188(7)	267(7)	

※第1種()書きは、取下げ等により年度途中で終了したもの。<内書き>

	就任		未就任		就任		未就任		就任		未就任		計
	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任			
第2種	法定後見人受任	43(29)		6(5)		68(43)	0	7(6)		124(83)	0	124(83)	
	法定後見監督人受任									0	0	0	
	任意後見人受任	3(2)	54(16)		1(1)	11(5)	45(7)	2(1)		16(5)	100(24)	116(32)	
	任意後見監督人受任	1(1)				5(4)	0			6(5)	0	6(5)	
	財産管理等受任	22(17)	38(9)	1(1)		13(10)	41(6)			36(28)	79(15)	115(43)	
	その他	29(20)		4(4)		17(8)	2	6(2)		56(34)	2	58(34)	
合計	98(69)	92(25)	11(10)	1(1)	114(70)	88(13)	15(9)		238(158)	181(39)	419(197)		

※第2種()書きは中途死亡、任期満了等により終了したもの。<内書き>



編集後記

全国に当法人の基本情報を
公開するホームページ

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット
<http://anshin-net.jp/>
 eメール: 8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp

緊急事態宣言下、通常総会も制約された中で令和三年度事業の活動方針が決定されました。相談会の中止、育成研修の延期、本人面談の制限等、活動面での非日常を余儀なくされた一年でしたが、ワクチン接種も始まり、行事や後見事務等の処理が円滑にできる特効薬になればいいですね。

業務のデジタル化推進研究会もスタートします。コロナ禍の時に沿った対応策であり、早期の実現が望まれます。本年度事業の達成のために会員各位の更なるお力添えを期待します。

(南新 記)